

東京都教育委員会 殿

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金(家計急変)受給申請書

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業支給要綱第3条に規定する支給対象世帯に該当するため、同要綱第12条規定の支給方法について同意し、同要綱第6条の規定により以下のとおり申請します。

申請者住所 (保護者等)	〒	ふりがな	
	Tel	申請者氏名 (保護者等)	
該当区分	☐ 都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯		
	☐ (専攻科の場合) 都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が105,500円未満である世帯(非課税世帯を除く。)		
	☐ (専攻科の場合) 都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯(非課税世帯及び105,500円未満である世帯を除く。)		

【1 対象となる高校生等について】

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
在学する学校	学校の名称	立				
		学校の種類・課程・学科:				
	学校の所在地	都道府県 市区町村				
	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類: 課程: 全・定・通・専 学年制・単位制 学科:		
	在学時に奨学のための給付金を受給した回数		☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明			
	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類: 課程: 全・定・通・専 学年制・単位制 学科:		
	在学時に奨学のための給付金を受給した回数		☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明			

【学校使用欄】

〈学校収受欄〉

上記対象となる高校生等に記載されている者について、

令和 年 月 日現在本校に在籍しており、

高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する

学び直しへの支援又は専攻科の生徒への修学支援の補助対象となる

者であることを証明します。

学校の名称

学校長氏名

印

【2 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の家計急変の状況について】該当する□にレ印を付けてください。

次の者の課税証明書等及び扶養親族申告書（※1）を提出します。

ア	☐	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
イ	☐	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の収入を証明する書類等を提出できない場合 等 ・（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合 そのほか社会的養護が必要と認められる場合はオ又はカのいずれかの□にレ印を付けてください。
ウ	☐	未成年後見人（ ）名分（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。）
エ	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
オ	☐	主たる生計維持者1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
カ	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※1 専攻科で、都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯に該当する場合、添付してください。

※2 申請後、家計急変の状況が解消された場合（就職等）、直ちに申し出てください。

※3 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする。（以下、同様）

証明書等を添付する者の氏名、高校生等との続柄

氏 名	高校生等との続柄	扶養親族の人数

氏 名	高校生等との続柄	扶養親族の人数

【3 申請の状況について】

（1） 次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐	この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
☐	この申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従いその全額を即時返還します。
☐	私は東京都以外の道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
☐	この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

（2） 以下の内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐	私の世帯は、申請日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていません。
--------------------------	--

記入上の注意

- 1 【1 対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。
- ・現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
 - ・「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
 - ・「学校の種類・課程・学科」の欄には、「高等学校（全日制）」、「高等学校（定時制）」、「高等学校（通信制）」、「中等教育学校（後期課程）」、「高等専門学校（1～3学年）」、「高等学校（専攻科）」、「専修学校（高等課程）昼間学科」、「専修学校（一般課程）昼間学科」、「専修学校（高等課程）夜間等学科」、「専修学校（一般課程）夜間等学科」、「専修学校（高等課程）通信制学科」、「専修学校（一般課程）通信制学科」、「各種学校（外国人学校）」、「各種学校（その他）」の別を記入してください。
- 2 【2 保護者等の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。
- ・保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
 - ・家計急変に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を提出してください。
 - ・イに該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 - ・イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の収入を証明する書類等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の収入を証明する書類等を提出できない場合」は、オ及びカに含まれます。
 - ・ア、ウ又はエに該当するときは、保護者全員の収入を証明する書類等を添付してください。
 - ・オ又はカに該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書（第6号様式））を添付してください。
- （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- 3 【2 生計維持者の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。
- ・生計維持者とは、
 - ①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
- （1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
- （2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- （3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- （4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ・【2 生計維持者の家計急変の状況について】アに該当するときは、父母全員の確認書類を添付してください。
 - ・【2 生計維持者の家計急変の状況について】イに該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
 - ・イの「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の確認書類を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、オ又はカのいずれか該当するものを選択してください。
 - ・【2 生計維持者の家計急変の状況について】オ又はカに該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の確認書類を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書（第6号様式））を添付してください。
- （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。
- 4 【3 申請の状況について】の欄には、内容を確認の上、記入してください。

留意事項

- 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- 都立高等学校等においては、高等学校等就学支援金の申請時に、都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が分かる書類を提出している場合、扶養親族の人数を確認できる書類及び他の生計維持者に扶養されていることが分かる書類を提出している場合は、当該書類の提出を省略することができます。
- 都立高等学校以外の国公私立高等学校等へ通っている場合は、在学する学校の校長から在学している証明と就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は学び直し支援金の補助対象となる者である旨の証明（印）を受けてください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記入上の注意

- 1 【1 対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。
- 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
 - 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
 - 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「高等学校（全日制）」、「高等学校（定時制）」、「高等学校（通信制）」、「中等教育学校（後期課程）」、「高等専門学校（1～3学年）」、「高等学校（専攻科）」、「専修学校（高等課程）昼間学科」、「専修学校（一般課程）昼間学科」、「専修学校（高等課程）夜間等学科」、「専修学校（一般課程）夜間等学科」、「専修学校（高等課程）通信制学科」、「専修学校（一般課程）通信制学科」、「各種学校（外国人学校）」、「各種学校（その他）」の別を記入してください。
- 2 【2 保護者等の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。
- 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑥は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
 - 家計急変に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を提出してください。
 - イに該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 - イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の収入を証明する書類等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の収入を証明する書類等を提出できない場合」は、オ又はカに含まれます。
 - ア、ウ又はエに該当するときは、保護者全員の収入を証明する書類等を添付してください。
 - オ又はカに該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書（第6号様式））を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- 3 【2 生計維持者の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。
- 生計維持者とは、
 - ①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
 - （1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - （2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - （3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - （4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者
 - 【2 生計維持者の家計急変の状況について】アに該当するときは、父母全員の確認書類を添付してください。
 - 【2 生計維持者の家計急変の状況について】イに該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

イの「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の確認書類を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、オ又はカのうちのいずれか該当するものを選択してください。
 - 【2 生計維持者の家計急変の状況について】オ又はカに該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の確認書類を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書（第6号様式））を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。
 - （専攻科の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は生計維持者全員の市町村民税上の扶養親族を記載した扶養親族申告書を確認書類とともに添付してください。
- 4 【3 申請の状況について】の欄には、内容を確認の上、記入してください。

留意事項

- 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高齢生等を除く。）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- 都立高等学校等においては、高等学校等就学支援金の申請時に、都道府県民税所得割額及び市区町村民税所得割額が分かる書類を提出している場合、扶養親族の人数を確認できる書類及び他の生計維持者に扶養されていることが分かる書類を提出している場合は、当該書類の提出を省略することができます。
- 都立高等学校以外の国公立高等学校等へ通っている場合は、在学する学校の校長から在学している証明と就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は学び直し支援金の補助対象となる者である旨の証明（印）を受けてください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。